椿による五島列島活性化特区地域活性化方針

平成24年7月25日内閣総理大臣決定

1. 目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

(1)総合特区により実現を図る目標

五島列島の地域資源である椿を最大限に活用した施策を展開することにより、森林環境の保全や耕作放棄地の解消といった日本全体が抱える課題解消を図るとともに、地域に根ざした地域密着型の6次産業化のモデルケースとして構築することを目指す。

(2) 国と地方で共有する包括的・戦略的な政策課題

① 自生椿林の環境保全と活用促進

指定申請地域は日本一の自生椿林(900万本)を有しているが、過疎化・高齢化による森林の荒廃(未相続椿林の増加、作業環境の未整備)、椿実採取の担い手不足等の要因により、椿油等への利用率は2%以下で大部分が未活用の状況にあり、自生椿林の環境保全と利用の促進を図る必要がある。

② 椿苗植栽による耕作放棄地の解消と椿林の拡大

離島である指定申請地域は、少子高齢化・人口減少に伴う農業従事者の減、離農者の増により耕作放棄地の拡大が進行している。これを解消するために椿の植栽を推進しているが、未相続農地及び所有者不在農地が多くあり、これらの活用を図る必要がある。

③ 椿を活用した新たな商品の開発と販路拡大

自生椿林の活用促進により椿油の増産が見込まれるほか、自生椿林内への作業道等の整備や除伐・断幹といった天然林改良の際に発生する葉や幹を有効に活用して、付加価値の高い椿油製品や工芸品等の開発を進めるとともに、流通ルートの開発と販路拡大を図る必要がある。

2. 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする 事業に関する基本的事項

(1)解決策

- ① 自生椿林の環境保全と活用促進
 - i) 森林内の作業環境の整備(作業道・運搬道) 計画的に作業道・運搬道の整備を図る。
 - ii) 未相続椿林・所有者不在椿林の活用促進

椿実の採取者等が、未相続椿林及び所有者不在又は不明の椿林において椿林を 活用出来るような環境整備を図る。

- iii) 椿林所有者の高齢化による椿実採取の担い手不足の解消 椿振興公社(仮称)等により椿実採取を一元的に実施するシステムを構築し、作業人夫の雇用を図る。
- ② 椿苗植栽による耕作放棄地の解消と椿林の拡大
 - i) 耕作放棄地に多い未相続農地及び所有者不在農地の活用 未相続農地及び所有者不在農地などの耕作放棄地について、椿の植栽の推進や 林間栽培の実施などによる椿以外の収入源の確保等による活用を図る。
- ③ 椿を活用した新たな商品の開発と販路拡大
 - i) 付加価値の高い椿油製品や工芸品等の開発

付加価値の高い椿油商品の開発を行うため、県の研究機関や大学等と連携し、 椿油の成分分析のほか、質の高い椿油搾油技術、保管方法等の研究を行い、研究 結果等をもとに椿油新商品の開発を図る。また、自生椿林の改良保全事業や作業 道・運搬道の整備段階で大量に発生する椿の葉や幹を活用した加工品(お茶、木 炭、ストラップ等)の開発や生産量拡大に向けての支援、椿の木や葉を材料とし て使用する民間企業への販売アプローチ等を行う。

ii) 流通ルートの開発と販路の拡大

椿振興公社(仮称)が中心となって、生産・加工・流通・販売・情報発信まで を一体的に支援することで、総合的な商品戦略、販売戦略を立て販売促進を図る。 また、生産量の拡大により、業務(卸)中心の販売から、一般流通を視野にいれ た商品戦略の再構築を図る。

(2) その他

上記に係る事業のうち、新たな規制の特例措置等に係るものについては、申請者からの提案をもとに国と地方の協議会における協議の議題とし、関係府省は、その協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

3. その他必要な事項

特になし